

# 平成16年度事業評価書

(平成17年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成16年8月

金 融 庁

## 目 次

### 事業評価の実施に当たって

- 1 事業評価の目的等 . . . ( 1 )
- 2 事業評価の実施に当たって ( 事業評価書の記載内容 ) . . . ( 2 )
- 3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . ( 2 )

### 各政策の評価結果

- 1 地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト . . . P 1
- 2 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能改善 . . . P 5
- 3 新興市場国当局者を対象とした金融行政研修 . . . P 9
- 4 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 . . . P 13
- 5 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 . . . P 17

**事業評価の実施に当たって**

## 事業評価の実施に当たって

### 1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、昨年に引き続き事業評価（事前評価）を実施することとしました。なお、平成 17 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、評価を実施しています。

### 2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

#### （１）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

#### （２）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

#### （３）評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

##### 必要性の観点

- （ア）公益性の有無
- （イ）国で行う必要性の有無
- （ウ）民営化・外部委託の可否
- （エ）緊要性の有無
- （オ）他の類似施策の有無

有効性の観点

- (ア) これまで達成された効果、今後見込まれる効果
- (イ) 効果の発現が見込まれる時期

効率性の観点

- (ア) 手段の適正性
- (イ) 効果とコストの関係に関する分析
- (ウ) 適正な受益者負担

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(5) 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

**3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、事業評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

## 各政策の評価結果

## 1. 事業名

地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト

## 2. 事業の目標、目的

本事業は、

地域再生計画との連携によって地域経済の活性化等を目指すこと、  
金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任  
で主体的に金融商品・サービス等を選択できるよう、金融の仕組みや取引ルール等に  
対する国民の知識・理解を深めること、  
を目的としています。

## 3. 事業の内容

政府は現在、地域再生の推進に向けた取組みを進めていますが、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講じるべき金融庁関連の支援措置の1つとして、「投資家教育プロジェクトとの連携」(=自治体が行う投資家教育プロジェクトへの副教材の提供、講師派遣等)が盛り込まれています。

これを受けて、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、支援の一環として、「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、副教材の提供及び研修講師の派遣を行います。

・ 予算額

(単位：千円)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度要求
地域再生計画に対する支援	当初	-	-	-	-	4,335
	補正	-	-	-	-	-
シンポジウム開催経費	当初	-	-	-	-	9,385
	補正	-	-	-	-	-

## 4. 評価

### (1) 必要性

公益性の有無

地域再生計画は、地域経済の活性化と地域雇用の創造のため、地域の特性を踏まえた自治体の主体的かつ計画的な地域再生の取組みを国として支援する(「地域自ら考え、

行動する、国は、これを支援する」)ものであり、高い公共性を有しています。

また、平成 14 年 5 月に内閣府が実施した世論調査によれば、66%の人が学校教育において金融・証券に関する基本的な知識を教える必要があると回答しており、学校教育段階における金融教育の充実が重要な課題となっているほか、金融審議会の答申等においても、金融における消費者教育、投資教育の必要性等が指摘されています。

#### 国で行う必要性の有無

本事業は、「地域再生推進のためのプログラム」に掲げられた国が講じるべき支援措置を実施するものであり、当然に国で行う必要があります。

なお、投資教育については、昨年 12 月の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」においても、「関係団体と行政が連携して、学校から社会人に至る投資教育のスタンダードモデルを作成し、優れた教材や教育方法を共有しつつ有効に提供していく体制を工夫すべきである」等の指摘がなされるなど、国としての関与の必要性が謳われています。

#### 民営化・外部委託の可否

本事業は、「地域再生推進のためのプログラム」に掲げられた国が講じるべき支援措置を実施するものであり、民営化・外部委託にはなじみません。

但し、金融審議会第一部会の上記報告は、投資教育について「関係団体、行政（中略）及び金融広報中央委員会が適切に役割分担」すべき旨指摘しており、金融庁としては、優れた教材や教育方法の提供・開発に当たって民間の資源やノウハウを出来る限り活用することとしています。例えば、金融広報中央委員会の下に業界関係者やNPOもメンバーとした協議会を作り、金融教育の年齢層別カリキュラムの策定に取り組んでいます。

#### 緊要性の有無

平成 16 年 5 月、内閣官房地域再生推進室が受け付けた地域再生計画の認定申請においては、「投資家教育プロジェクトとの連携」に関連するものとして、2件（大阪府及び高槻市、千葉県）の申請が提出され、いずれも内閣総理大臣より地域再生計画としての認定を受けています。

これらの計画は、平成 16 年度を初年度として 5～10 年の計画期間を掲げており、国としては、自治体のニーズに応じて、早急に積極的な支援を実施していく必要があります。

なお、本事業に関しての自治体の潜在ニーズは、必ずしも 2 件にとどまるものではないと考えられ、今後も申請が提出・認定されれば、積極的な支援を実施していく必要があります。

#### 他の類似施策の有無

地域再生計画との連携の下に投資家教育の充実を図る唯一かつ新規の施策であり、重複する施策はありません。

### (2) 有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。

なお、金融経済教育については、これまでも副教材・パンフレットの作成・配布等、様々な施策を行ってきましたが、これらの施策の効果を最大限発揮させるためには、まず金融経済教育に自ら関心を持って取り組む自治体に対して、そのニーズを勘案しながら各種情報発信等を行うことが有効と考えられます。折しも、16年6月には「投資家教育プロジェクトとの連携」に係る地域再生計画の認定が行われたことから、本事業においては、従来のやり方に代えて投資家教育のための施策を地域再生計画との連携の下に行うこととし、地域経済の活性化等を図るとともに、貯蓄から投資への流れをより効果的に加速し、金融審議会第一部会の上記報告が指摘するとおり、「効率的で安定した金融システムや実体経済の実現に寄与すること」を目指しています。

#### 効果の発現が見込まれる時期

に記載した効果の発現が見込まれる時期を特定することは困難ですが、シンポジウムや研修の参加者に対してはアンケートを実施し、シンポジウム・研修のテーマについて理解・関心が深まったかどうかをフォローすることとしています。

### (3) 効率性

#### 手段の適正性

本事業の具体的な推進手段としては、地域再生計画の認定を受けた自治体のニーズに応じて、金融庁職員をセミナー等の催し物に講師派遣するほか、貯蓄から投資への流れを加速させ、次世代の若者に金融やその背景にある経済に関する理解を深めてもらうことを目的として、広く地域住民を対象に「金融経済教育を考えるシンポジウム」を開催することとしています。

これらは、金融経済教育に自ら関心を持って取り組む自治体に対して、そのニーズに応じた支援を行うものであり、少ない時間と経費で効率的に金融知識を普及させることに資するほか、「地域再生推進のためのプログラム」においても講師派遣等は国の支援措置として明記されていることから、手段として適正であると考えます。

#### 効果とコストの関係に関する分析

教育という事業の性格上、これらの事業における効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、地域において金融経済教育の一層の推進が図られることになれば、貯蓄から投資への流れが加速され、効率的で安定した金融システムや实体经济の実現に寄与することが期待できます。

#### 適正な受益者負担

本事業は、「地域再生推進のためのプログラム」に掲げられた国が講じるべき支援措置を実施するものであることから、それ自体について特段の受益者負担は求めていません。

但し、地域再生計画は元来、「地域が自ら考え、行動する、国は、これを支援する」ことを理念としていることから、国が支援する部分を除けば地域再生計画の実施は当該自治体の負担と責任において行われることとなります。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果については、平成 14 年 5 月に内閣府が実施した世論調査、15 年 5 月に金融広報中央委員会が実施した「金融に関する消費者アンケート調査」、及び 16 年 1 月に金融庁が主催した「金融経済教育を考えるシンポジウム」の際に実施したアンケートによる需要の大きさ等を参考にしつつ、把握に努めました。

なお、本事業の下で行われるシンポジウム・研修の参加者に対してはアンケートを実施し、シンポジウム・研修のテーマについて理解・関心が深まったかどうかをフォローすることとしています。

### 〔使用資料等〕

- ・「金融に関する消費者アンケート調査」（15 年 5 月 金融広報中央委員会）
- ・「金融経済教育を考えるシンポジウム」の際に実施したアンケート（16 年 1 月）

## 7. 担当部局

総務企画局政策課

## 1. 事業名

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能改善

## 2. 事業の目標、目的

金融機関等から届け出られたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引に関する情報を犯罪捜査等に効率的に結びつけるため、コンピュータ・システムによる情報の整理・分析を行ない（特定金融情報データベースシステム）その結果犯罪捜査等に資すると認められた情報を捜査機関等に提供し、犯罪の撲滅を図ることを目的としています。

## 3. 事業の内容

特定金融情報データベースシステムは、組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定に基づいて、金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるために整理・分析を行なうためのシステムです。

疑わしい取引の届出件数は年々大きく増加している上、犯罪の態様は日々刻々と変化しており、このような状況に対応するため、特定金融情報データベースシステムの機能を段階的に向上させていくこととしています。

平成 17 年度においては、近年社会問題化している「おれおれ詐欺」「架空請求詐欺」等の犯罪及び犯罪のボーダーレス化に伴う海外送金事案等に対応するための入力機能の変更を行い、処理能力の向上を図ります。

・ 予算額

( 単位千円)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度要求
当初	47,431	49,692	53,826	53,237	46,966	65,202
補正	72,309	122,342				

## 4. 評価

### ( 1 ) 必要性

公益性の有無

金融機関等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引等を金融

庁長官に届け出る「疑わしい取引の届出制度」は、犯罪捜査等に役立つ情報を捜査機関等に提供するための制度であり、特定金融情報データベースシステムはその効率的かつ効果的な運用のためのシステムであることから極めて高い公益性が認められます。

#### 国で行う必要性の有無

疑わしい取引に関する情報は、犯罪捜査に係る個人情報であって保護の必要性が極めて高く、これらの情報の扱いは国際的にも中央政府機関で独占的に行うべきとされていること、また、組織犯罪処罰法において規定されている疑わしい取引に関する外国との情報交換についても、相手方を中央政府機関とすることが想定されていることから、こうした情報を扱うデータベースシステムは国において担うべきものといえます。

#### 民営化・外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守・管理等については外部委託を行なっています。

#### 緊要性の有無

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策は国際的な重要課題として、近時サミット等の国際会議で度々取り上げられ、我が国においても組織的犯罪処罰法により、疑わしい取引の届出制度に関する法整備が行なわれたところであり、疑わしい取引の届出制度の的確な運用自体の緊要性は極めて高いと考えられます。さらに、近時は届出件数が急激に増加するとともに、犯罪情勢も変容していることから、届け出られた大量の情報を迅速かつ的確に整理・分析し、効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるためには、データベースシステムの機能改善を早急に行なう必要があります。

#### 他の類似施策

国内において他に類似する施策は存在しません。

## (2) 有効性

#### これまで達成された効果、今後見込まれる効果

疑わしい取引の届出件数は、下表のとおり急増しており、人手のみによる整理・分析では法の要請する犯罪捜査等に資する情報の迅速・的確な捜査機関等への提供が困難となっていますが、データベースシステムを利用したことにより、これらが可能となりました。

今後も届出件数の増加傾向は継続すると見込まれますが、データベースシステムの整理・分析機能の改善を続けることにより、届出件数の増加に対応しつつ、届出に含

まれる情報の的確な処理を行うことが可能となります。

#### 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）

暦年（1～12月）	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
届出件数（件）	5	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768

（注）1996年1月から2000年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、2000年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出である。

#### 効果の発現が見込まれる時期

データベースシステムの具体的な機能改善に伴って、それに対応した迅速かつ的確な情報の整理・分析を行えるようになることが見込まれます。

### （3）効率性

#### 手段の適正性

限られた人員により大量の疑わしい取引に関する情報を迅速かつ的確に整理・分析するため、コンピュータ・システムの機能改善を行なうことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

#### 効果とコストの関係に関する分析

疑わしい取引の年間届出件数は、年々急増しており、人手による作業の限界を超えています。システム改善を段階的に行なってきたことにより、大量の情報の迅速かつ的確な整理・分析が可能となり、さらには犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に多数提供することが可能となり、システム改善を行う効果は認められます。

また、仮に、システム改善を行わず対応しようとする場合には、情報の整理・分析に費やされる人件費がシステム改善のコストよりも大きいと見込まれます。

#### 適正な受益者負担

本制度は、疑わしい取引に関する情報を整理・分析し、捜査機関等の法執行当局へ提供しているものであり、受益者負担を求めるものではありません。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## **6 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、特定金融情報データベースシステムの開発計画等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・特定金融情報データベースシステムの開発計画

## **7 . 担当部局**

総務企画局総務課特定金融情報室

## 1. 事業名

新興市場国当局者を対象とした金融行政研修

## 2. 事業の目標、目的

アジアの新興市場国の金融行政当局担当者に対して、我が国の経験を踏まえた金融制度のあり方、検査・監督等の実務についての技術支援を実施することを通じて、各国の金融システムの安定や健全な発展に貢献するとともに、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定性の一層の向上に寄与することを目的としています。

## 3. 事業の内容

当庁はこれまで、アジアの新興市場国の金融行政当局の能力向上や人材育成を積極的に支援してきましたが、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの安定や健全な発展は、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性の向上において一層重要となっています。また、現在我が国とアセアン各国との間で進められている経済連携協定（EPA）締結交渉の過程においては、豊富な経験を有する我が国からの技術支援の実施が強く求められています。

こうした支援ニーズの増加や多様化に積極的に対応するため、平成17年度においては、以下の3つの事業を実施することとします。

### (1) 保険監督者セミナー

健全かつ効率的な保険市場の発展は、金融システムの安定性の向上に不可欠ですが、アジアの新興市場国の保険市場においては、引受能力やリスク管理能力が低い中小の保険会社が大半であることや、経験や人材の不足から保険監督当局の体制整備が不十分であるため、依然として保険市場は未成熟であり、効果的なリスク分散の妨げとなっています。そのため、適切な法制度のあり方や、規制・監督等の実務に関する支援を実施し、各国の健全な保険市場の発展を支援することとします。

### (2) 預金保険セミナー

現在、アジアの新興市場国は金融危機を脱しつつありますが、依然として預金保険制度を含む金融のセーフティーネットの構築が遅れており、アジア地域全体の金融システムの不安定要因となっています。そのため、我が国が主体となって預金保険制度の構築を支援し、各国における健全な金融システムの発展を効果的に促進することとします。

### (3) テロ資金及びマネーロンダリング対策支援セミナー

当該対策を有効に行うためには国際的な協力体制が不可欠ですが、アジア地域のいくつかの国は、FATF（金融活動作業部会）等から監視体制が十分でないとの指摘を受けて

います。我が国は、当該対策に関してアジア地域において中心的役割を果たすことが求められているだけでなく、各国の監視体制の強化は、地理的・経済的に密接な関係を有する我が国にとっても有益であるため、これを積極的に支援することとします。

・ 予算額 (単位：千円)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度要求
新興市場国の金融行政当局担当者に対する研修	当初	93,486	66,943	66,666	62,125	76,013
	補正	-	-	-	-	-

#### 4. 評価

##### (1) 必要性

###### 公益性の有無

本事業は、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性の向上を目的とするものであり、高い公益性を有します。また、各国の金融行政当局が、合理的で透明性の高い規制・監督を実施することにより、アジアに進出した我が国の金融機関や企業がより円滑かつ安定的に業務を行うことができるようになることから高い公益性が認められます。

###### 国で行う必要性の有無

当庁は、銀行・証券・保険の3分野全てについて、金融制度の企画立案から検査・監督までを一貫して担うなど、我が国の金融機能の安定確保及び円滑化にかかる経験・知見を有しています。本事業は、新興市場国の金融行政当局の担当者を対象に実施するものであることから国が行うべき業務といえます。

###### 民営化・外部委託の可否

本事業の性質上、実施主体を民営化することは困難ですが、個々の研修等の運営については、効率性の観点から必要に応じて外部に委託します。なお、我が国の民間金融機関等の取組みを紹介することも、金融行政当局担当者の視野を広め、各国の実情に見合った金融制度や検査・監督体制・手法を構築するにあたり有用であると思われることから、本事業の実施にあたっては民間の専門家や有識者の知見も積極的に活用することとします。

###### 緊要性の有無

アジアの新興市場国はアジア金融危機の影響を脱しつつあり、各国の法制度や規制・監督体制は、徐々に改善されつつありますが、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性を確保する観点から、各

国の取組みを支援する緊要性が一層高まっているといえます。また、アセアン各国との経済連携協定（EPA）交渉では、我が国の経験を踏まえた支援の実施は主要な論点の一つとなっています。さらに、テロ資金やマネーロンダリングについては、国際的な課題として緊急に対処することが求められています。

他の類似施策の有無

他の類似施策との重複はありません。

## （２）有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

これまで、金融行政当局担当者への研修等の事業を通じて、金融行政当局の規制・監督能力の向上に貢献してきました。我が国にとってアジアの新興市場国の金融システムの安定や健全な発展が一層重要となるなか、今後とも支援ニーズの増加や多様化に積極的に対応することは重要であるといえます。

効果の発現が見込まれる時期

金融システムの安定や発展は、金融制度の改善や金融行政当局の規制・監督能力の向上、金融インフラの整備、民間の取り組みの促進など様々な要因が関連して実現されるものであり、 に記載した効果が発現する時期を特定することは困難です。しかし、研修終了後、研修員本人及び研修員の本国における所属先に対して、研修成果が金融行政当局の能力向上に有効に活用されているかについて調査を実施することとしています。

## （３）効率性

手段の適正性

本事業の具体的な推進手段としては、各国の研修員の受入による本邦研修や、専門知識を有する当庁職員等の派遣による現地研修等が考えられますが、これらは各国の具体的なニーズに応じた支援を効果的・効率的に実施するにあたり適正な手段であるといえます。

効果とコストの関係に関する分析

本事業における効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定を通じてもたらされる効果や、我が国の金融機関や企業の業務が円滑かつ安定的に行われることによる効果は十分に大きいと考えられます。

### 適正な受益者負担

本事業の実施は、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定性の一層の向上に寄与することを目的とするものであることから、国が主体的に取り組むべき事業であり、特定の国に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果は、これまでの研修の際に実施したアンケート調査や独自に実施した調査を通じて把握した支援ニーズや、世界貿易機関(WTO)等での多国間協議、経済連携協定(EPA)交渉等での二国間協議における議論を参考にしつつ、把握に努めました。

### 〔使用資料等〕

- ・「アジア諸国の金融制度及び監督制度等の調査報告書」(平成16年3月、金融庁)

## 7. 担当部局

総務企画局国際課

## 1. 事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

## 2. 事業の目標、目的

検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことが重要です。このため、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促しています。限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システムの改良を進めています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、預金取扱金融機関に対する新B I S規制<sup>1</sup>の導入など、状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

## 3. 事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化においては、まずシステムの構造について、特定のデータ様式に限定されないなど、自由度の高いものへと再構築を行う必要があります。こうしたシステムの再構築により、徴求項目の追加・変更、多様な分析、業態横断的な運用など、柔軟な機能追加が可能となります。

平成 18 年末から実施が予定されている新B I S規制に先立ち、17 年末からは、金融機関が新規制に基づく試行計算を行うこととされています。金融庁においては、試行計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求項目の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要と考えます。

---

<sup>1</sup> 国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。昭和 63 年に現行のB I S規制ができてから既に 15 年以上経過し、銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、銀行自身による内部統制、経営管理、監督当局による検証プロセス、市場規律に一層重点をおくことにより、金融システムの安定性と健全性を確保する目的として平成 18 年末に導入することとしている。

・予算額

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度要求
当初予算	172,125	153,714	151,186	114,871	319,241
補正予算	-	365,015	-	-	-

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### 公共性の有無

コンピュータ・システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの的確な実施が可能となります。

#### 国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの機能強化は、国固有の責務である金融機関等の監督業務について、オフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

#### 民営化や外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行っています。

#### 緊要性の有無

監督部局の限られた人員により、新BIS規制実施等の状況の変化に対応しつつ、今後ともオフサイト・モニタリングを的確に実施するためには、これを支えるコンピュータ・システムの機能強化を早急に行う必要があります。

#### 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

### (2) 有効性

#### これまで達成された効果、今後見込まれる効果

コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となりました。平成14年12月に整備された早期警戒制度もこうした基礎の上に成り立つものです。平成15事務年度においては、16年9月期の開始に向けて再構築中の預金取扱金融機関を対象としたシステムについて、

業界団体や各金融機関のコメント等を踏まえつつ、監督上必要な項目の追加、不必要となった項目の廃止等、徴求するデータ項目の見直しを行いました。

新システムはオンラインでのデータ徴求が可能となり、加えて財務事務所まで展開されるよう設計していることから、迅速なデータ処理ができるようになることに加え、財務事務所での地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに行うことが可能となります。

また、新B I S規制の導入等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システム基盤の実現を目指し、再構築を行っています。

これらのモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えます。

#### 効果の発現が見込まれる時期

コンピュータ・システムの具体的な機能追加に伴って、それに対応したオフサイト・モニタリングの効率的な実施に向けた効果が順次発現することが見込まれます。

### (3) 効率性

#### 手段の適正性

限られた人員によりオフサイト・モニタリングなどの事務を効率的に行うため、コンピュータ・システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

#### 効果とコストとの関係に関する分析

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

#### 適正な受益者負担

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの的確な実施を通じて国民全体を対象とした金融システムの安定を図るためのものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、モニタリング・システムの中期計画を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・モニタリング・システムの中期計画

## 7. 担当部局

監督局総務課監督調査室

## 1. 事業名

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

## 2. 事業の目標、目的

公認会計士試験にあたっては、複雑化、多様化、国際化している今日の経済社会において、監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的需要の増大に対応していく必要性から、公認会計士の質を確保しつつ多様な人材を輩出するため、平成 15 年に公認会計士法の改正が行われ、平成 18 年から新制度による公認会計士試験が実施されることとなりました。

この新試験においては、従来の 1 次試験、2 次試験（短答式・論文式）、3 次試験（筆記・口述）と 3 段階 5 回で行われてきた体系から、1 段階 2 回（短答式・論文式）のみの体系に変更され、試験制度の大幅な簡素化が図られてきました。加えて、短答式試験免除要件の拡大や、論文式試験における科目合格制が導入されることから受験者の大幅な増加が見込まれます。

一方、これらの施策に伴い生じる試験免除の複雑化、新試験による受験者数の増加による業務量の増大に備え、新たな公認会計士試験に係るコンピュータ・システムを導入し、個々の受験者ごとのデータ管理のできるデータベースを構築することにより迅速な判定結果の算出や多角的なデータ分析を可能にします。さらに、電子申請届出システムと連携することにより、受験者に対する行政サービスの向上等、試験事務の効率化・高度化を図っていくものです。

## 3. 事業の内容

本システムは、16 年度、17 年度と 2 年間かけて開発することを予定しております。16 年度においては、各府省 C I O 連絡会議が策定した「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第 2 版<sup>1</sup>」に基づき作成している業務・システム最適化計画をシステム開発の要件定義とし、これを基に設計・構築を行います。

16 年度において基本機能を開発し、17 年度では審査会による合否決定の参考とするための多角的データ分析機能等の追加を行います。また、16 年度に構築したシステムも合わせて、従来システムからの移行作業を行い、18 年の新公認会計士試験からの本格運用に向けて、試行運用を開始します。（試験結果の公表等の新しいオンラインサービスの一部は 17

---

<sup>1</sup>「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」とは、業務・システムの最適化を政府全体として整合性をもって進めていくため、業務の見直し及び情報システムの整備に関する統一的な業務・システムの管理手法を示すとともに、業務・システムの最適化に係る作業の統一的実施手順を定めるものです。（<http://www.e-gov.go.jp/doc/guideline.html>）

年の公認会計士試験第2次試験からの提供を予定しています。)

・予算額

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度要求
当初予算	-	-	-	153,133	261,404
補正予算	-	-	-	-	

(注)17年度要求欄に記載した額その他、17年度予算要求に際し、平成17年度以降4箇年度以内に355,114千円を限度額とする国庫債務負担行為を行う。

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### 公益性の有無

コンピュータ・システムの開発により、迅速な試験結果の公表や、多角的データ分析による詳細な情報の提供が可能となることから、受験者等へのサービスの向上につながります。

#### 国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの構築は、国家試験である公認会計士試験において、厳正かつ公正な試験の実施が求められるものであり、国が直接行うべきものです。

#### 民営化や外部委託の可否

実施主体を民営化することは国家試験という性質上不可能ですが、システムの開発、保守管理等については外部委託を行う予定です。

#### 緊要性の有無

新試験は、平成18年1月から実施される予定であることから、システム全体の試行等を考慮すると、本事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。

#### 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

### (2) 有効性

#### これまで達成された効果、今後見込まれる効果

公認会計士試験の受験者は、第2次試験において、平成14年では約13,400人、平成15年では約15,000人、平成16年では約16,300人と大幅に増加しています。

また、平成 18 年からの新試験においては、試験体系の簡素化や試験科目の免除等により、さらに多様な受験生が多数受験することが見込まれており、コンピュータ・システムの開発により受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となります。

#### 効果の発現が見込まれる時期

コンピュータ・システムの導入に伴って、平成 17 年の公認会計士第 2 次試験から順次その効果が発現し、平成 18 年から実施が予定されている新試験において、よりその効果が発現されることを見込まれます。

### (3) 効率性

#### 手段の適正性

限られた人員により公認会計士試験の受験申し込み及び採点結果処理、合格発表等の事務を効率的に行うため、新試験のシステムの構築を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

#### 効果とコストとの関係に関する分析

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士試験を多様な多数の受験生が受験しやすくするために、公認会計士試験の的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと予想できるほか、情報処理の遅延に加えて、厳正かつ公正な実施の支障になると考えられます。

#### 適正な受益者負担

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士試験の厳正かつ公正な実施を通じて適正なディスクロージャーを確保するためのインフラストラクチャーである公認会計士制度の充実・強化につながるものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当でないと考えます。

## **5. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## 6 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果は、公認会計士試験の受験者数、公認会計士試験システムの整備計画等を参考にしつつ、把握に努めました。

### 〔使用資料等〕

- ・公認会計士試験システムの整備計画
- ・公認会計士試験実施状況

## 7 . 担当部局

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室